

再雇用職員の皆様

組合の団体交渉によって、 再雇用職員の所定労働時間の短縮が見送られました！

- 事実上の賃下げを回避 -

東北大学職員組合

年金支給開始年齢が 65 歳へと引き上げられている中で、開始年齢までの生活基盤を確保する上で、再雇用による生活を支える賃金の確保が求められています。ところが、東北大学ではこれに逆行する制度・運用改悪がなされようとしていました。

ご存知のとおり、再雇用職員の所定労働時間を、2021 年 4 月から上限週 30 時間とし、2022 年度から一律週 20 時間にするというものでした。週 20 時間ならば 10 万 4,619 円となり、60 歳台の成人（及びその家族）が生活できる額ではありません。

このような不利益変更を一方的に決定したことに対し、組合は東北大学当局に申入書を提出し団体交渉を行いました。当初当局は、不利益変更ではないと強弁し、撤回要求を拒否していました。私達は組合の顧問弁護士とともに 3 月 22 日、再度交渉を行い、東北大学のこのような措置は、高年齢者雇用安定法の潜脱であり、労働契約法にも違反していることを指摘し、方針の撤回・見直しを要求しました。

そして 3 月 24 日、ついに東北大学当局は「4 月の再雇用職員の所定労働時間の短縮を見送る」と方針見直しを組合に通告しました。再雇用職員の皆さんもこれまでどおり、基本はフルタイム勤務とし、本人の希望によって各種の短時間勤務を可能とする仕組み及び運用が維持されます。

このように、自分たちの労働条件は、組合を通じて交渉することにより、改善することができます。雇用を守り、待遇を向上させ、働きやすい職場作りのため、皆さんも職員組合に加入しましょう。

今回の経緯や私達の取り組みは以下のウェブサイトに掲載されています。

<http://tohokudai-kumiai.org/>



組合加入は、こちらのフォームからどうぞ。

<http://tohokudai-kumiai.org/kanyumail/>



連絡先：〒980-8577 仙台市青葉区片平 2-1-1

東北大学職員組合書記局

電話：022-227-8888

info@tohokudai-kumiai.org